

# 神殿税の支払いについて

——マタイ福音書17章24—27の釈義研究——

橋 本 滋 男

<sup>24</sup> 彼らがカペナウムにきたとき、宮の納入金を集める人たちがペテロのところにきて言った、「あなたがたの先治は宮の納入金を納めないのか」。<sup>25</sup> ペテロは「納めておられます」と言った。そして彼が家にはいると、イエスから先に話しかけて言われた、「シモン、あなたはどう思うか。この世の王たちは税や貢をだれから取るのか。自分の子からか、それとも、ほかの人たちからか」。<sup>26</sup> ペテロが「ほかの人たちからです」と答えると、イエスは言われた、「それでは、子は納めなくてもよいわけである。<sup>27</sup> しかし、彼らをつまずかせないために、海に行って、つり針をたれなさい。そして最初につれた魚をとって、その口を開けると、銀貨一枚が見つかるであろう。それを取りだして、わたしとあなたのために納めなさい」。

1

いつの時代にも支配者が民衆に課す税は、民衆にとって大きな問題である。<sup>28</sup> 誰が税を課するか、誰が民衆との接点において徵稅業務を担当するのか、また税がどのような根拠に基づき、どのような範囲で課せられるかについて、民衆は無関心ではいられない。さらにその使途と額がどのようなものであるかは、民衆の生活と直結するし、他方、支配する側の力に關係する。税は徵収される側が徵収する者の政策と思想に結果的に支持を与えることになるのであるから、時として税を支払うことはその人の忠誠心や生き方を問うことになる。共観福音書中、イエスが税について論じた箇所は、上記の外では一箇所のみであるが（マルコ12.13—17とその並行箇所）、<sup>29</sup> 神殿税に関するペリコーペを検討することによってイエスの時代からマタイ福音書の成立に至るまでの社会背景を明ら

かにし、さらに伝承の分析を通してこのペリコーペを担つたいくつかの「生の座」を探り出してみたい。

## 2

多くの注解者はこのペリコーペに見られる *τὰ διδραχμα* (24節に2回、直訳すれば「2 ドラクマ」) を「神殿税<sup>4)</sup>」と解している（上掲のテキストでは「納入金」）。また各種の翻訳聖書もこの解釈に立つ訳文を提示している。神殿税とは、イエス時代には20歳以上の男子が、貧富の別なく一律に年額1/2 シケルを納めるものであった。その根拠とされたのは、出エジプト記 30.11—16の規定である。これによれば、モーセに率いられたイスラエルがカナンへ帰る途中の砂漠放浪時代に、人口調査に当たって生じる災厄（とか）を防ぐため、贖罪の意味をこめて1/2 シケルを献げねばならないとされている。もっともこの当時はまだ貨幣が铸造・流通していたわけではなく、カナン定住後も貨幣の重さの単位としての「シケル」は、一定していたのではない。モンティオールは、イスラエルの歴史において「シケル」が3通りに用いられたことを指摘する。<sup>5)</sup> 第一は通常の商取引における「シケル」(創世記23.15；エレミヤ書32.9—10)，第二に「王の秤でのシケル」(サムエル記下14.26)，第三が贖いとして献げる「聖所のシケル」(レビ記5.15)であり、これは20ヶラ(出エジプト記30.13)ないし2ペカ(同 38.26)に相当する。<sup>6)</sup> こうしたことは、「シケル」がいくつかの時代の複雑な経過をたどったことを示す。

出エジプト記30章の記事は、実はのちに神殿が建立され、その維持のため課税が必要とされるようになってからの原因譚であると解されるのであって(出エジプト記38.26)，捕囚前には神殿に関わる費用は、通常王が負担すべきものと考えられていた。<sup>7)</sup> 神殿の財政をめぐる制度の変更は、ヨアシ(南ユダ王国の王，在位・前833—796年)による神殿改修がきっかけであったようである。この時、列王記下12.4以下によれば、王は改修の費用を得るために祭司に命じて広く国民から税を徴収することにしたが、祭司はこれを23年間も無視し続けた、という。そのため神殿に自由な献金の箱を設置し、その管理には王の書記官と大祭司が当たった。他方、この時の募金について、歴代志下24章は別の視

点からの記事をとどめており、それによれば王の命令を無視したのは祭司でなく、徵稅を担当すべきレビ人であった。ともあれ我々はここで神殿のために課せられる納入金が、出エジプト記30章の規定と結びつけられていることに注意すべきである。またこの時、出エジプト記30章は毎年の納入を定めていないにも拘らず、この箇所が毎年の納入の根拠とされた（歴代志下24.5）。歴代志の記事には捕囚後の、すなわち第二神殿時代の状況が遡って反映されていると推測されるが、捕囚以後、かつて神殿維持について財政的負担をした王が存在し得ない時代において、祭司らの徵収する神殿税はますます不可欠のものとなつた。<sup>8)</sup> なおネヘミヤ記10.32によれば、税は神殿で献げられる諸々の犠牲や供え物などの費用に当てられたのであり、この時は1/3シケルとされている。しかしのちに貨幣価値の変動に応じて、<sup>9)</sup> 1/2シケルに増額されたのであろう。ともあれ1/2シケルの納入金が義務的に支払うべき税となったのは、捕囚以後と考へて間違ひはないであろう。<sup>10)</sup>

さて新約時代に近づくと、神殿税に関する情報は幾分豊富になる。対象となつたのは20歳以上の男子であって、ヨセフスによれば50歳までであった。女性と奴隸は免除されている。なお祭司は免税とされていたことが注目されるが、これについて異論を唱えるラビもいた。<sup>11)</sup> サマリヤ人と異邦人からの献金は許されていない。パレスティナ外に居住するディアスポラにとって、神殿税は彼らの宗教的情熱や民族的アイデンティティの象徴であり、聖地エルサレムへの思いをこめた金であった。彼らの居住区にはいくつかの中心的な町があり、そこが徵収の拠点として利用された。その徵収活動は、ローマ時代には合法的なものとして政府に認可されるようになる（おそらく前62年にはそうであった）。ユリウス・カエサルは、彼のエジプト遠征に当たって、そのころユダヤに実力を持つつあったアンティパテル（ヘロデ大王の父）と大祭司ヒルカヌスに軍事的援助を受けたことを感謝して、ユダヤが得ていた神殿税徵収に関する便宜を拡大しており、これは彼の死後も、後70年の神殿崩壊まで継続された。<sup>12)</sup> ヨセフスはいくつかの地で反対運動があったことを記録しているが、<sup>13)</sup> ローマ政府はむしろ徵収を保護したのであって、たとえばアウグストゥスはこの聖なる金を盗む者があれば、その者に対して財産を国庫に没収するという命を下してい

<sup>15)</sup> る。ディアスボラのユダヤ人の数は、パレスティナ内のユダヤ人よりはるかに多かったので、彼らの支払う税金は膨大な額に上り、いわゆる改宗者もこれに参加した。<sup>16)</sup> バビロニア、エジプト、ローマ、小アジアなど各地で集められた金は厳重な護衛（傭兵、自発的参加者、巡礼）に伴われて年1回エルサレムへ運び込まれた。当然各地のユダヤ人居住者の代表がこの列に加わった。<sup>17)</sup>

<sup>18)</sup> ミシュナによれば、パレスティナにおいては毎年アダル月の1日に、まず税徵収が宣言される。続いて同月15日にエレサレム以外の各地で両替のための机が設置され、さらに同月25日には神殿に13の机を並べて両替が営まれる。これは日常に用いられる種々の貨幣を神殿税のためのシケルに交換するためで、<sup>19)</sup> その際の手数料は1シケルの1/6（ほぼ16.5%）と言われている。交換手数料だけでも年間かなりの額に上った。イエス時代の1/2シケルは2デナリに相当し、これは通常の労働者の賃金2日分に等しい（マタイ20.2）。古代の貨幣価値を現代に換算することは、社会の生産性や生活程度がいちじるしく異なるため、きわめて難しく、2日分の労賃といえばあまり大きくないように思われるが、他方、この金額で宿屋にかなりの日数泊まれたようである（ルカ10.35）。両替の期間が終わると、徵稅人が派遣されて集金に当たるのであって、マタイ17.24でペテロのところにきたのは、このような徵稅人であった。<sup>20)</sup> 滞納者に対して差押えや罰金の規定もあったが、実際には適用されなかつたようで、そのため神殿には前年分の税を受け付ける箱（角の形をしていた）が置いてあった。各地で徵収された税金は、神殿で営まれる主要な祭儀に合わせる形で神殿に搬入されることになっており、したがって年3回に分けてなされた。すなわちアダル月29日（あるいはニサン月1日、過越し祭の前）にはパレスティナ全土からの金が、シワン月1日（ペンテコステの前）にはパレスティナに近いディアスボラの金が、そして第三にエルル月29日（仮庵の祭りの前）には遠隔のディアスボラの金が運び込まれた。<sup>21)</sup> こうしてディアスボラを含めた全ユダヤ教徒から徵収された税が神殿に運び込まれたのであるが、この税の使途の一つはこれによって神殿で献げる犠牲を調達することであるから、この税には全ユダヤ教徒が神殿での贍いに参加するという神学的意味がこめられていた。（ただし、注目すべきことにクムラン宗団では、出エジプト記30章には毎年納入するとい

う規定がないので、1/2 シケルを一生に一度納めればよいと解釈していた)。

後70年のユダヤ戦争の末期にローマ側司令官ティトスの攻撃によって神殿が炎上崩壊したとき、<sup>23)</sup> 神殿税も終わりを迎えることになった。しかし同額の税はなお継続されてユダヤの民衆に課せられた。というのは、皇帝ヴェスパシアヌスが69年12月に焼失したローマのユピテル神殿再建のための財源としてユダヤ教徒の神殿税に目をつけ、これを従来と同じ *τὰ διδόραχμα* と称して(これを扱う部署を Fiscus Judaicus と称した)それ以後も課することにしたからである。これについてヨセフスは、「彼は、どこにいようとユダヤ人に税を課した。そしてかつてエルサレムの神殿に彼らが支払ったように、毎年 2 ドラクマ<sup>24)</sup> を支払うよう命じた」と記している。ユダヤ教徒にとって、5 年にわたってほぼ全土を巻き込んだ上で悲惨な敗北を余儀なくされた挙句、このような税を課せられたことは、精神的に大きな屈辱であった。平時でさえ外国支配者への税は誤り高い民族の心を傷つけずにはいなかったが、ましてそれが敵の忌むべき偶像への税であれば、それを支払うのは彼らの信仰を問う問題として重くのしかかったことは十分に想像できることである。一方、ローマ政府はかつての神殿税のとき以上に厳しくユダヤ教徒から取り立てた。その範囲も 3 歳から 62 歳へ拡大されたのみでなく、女性、奴隸(所有者が本人に代わって納税義務者とされる)にも課せられた。

このような場合、基本的な問題は納税義務者となるユダヤ教徒とはだれか、ということである。税はユダヤ戦争についての賠償という性格を持つとされていたが、一方で戦争に無関係であったディアスボラ・ユダヤ教徒からも徴収された。ディオ・カシウスは「彼らの先祖の習慣を守り続ける者」(*τὰ πατρικὰ αὐτῶν ἔθνη*)<sup>25)</sup> に課せられた、と言う。実際にこれがどの範囲か、必ずしも明らかでなく(たとえばサマリヤ人に対して)、マンデルはパリサイ派のみが課税対象であったと考えるが、<sup>26)</sup> ローマ政府の方針から見てもっと広かったと思われる。徴税は厳しいものであった。スエトニウスは、皇帝ドミティアヌス(在位、81—96年)の時、90歳の老人までユダヤ教徒であるかどうかを調べるために身体検査(割礼の有無)がなされたことを記録している。<sup>27)</sup> 課税があまり濫用されることを抑止するため、皇帝ネルヴァ(在位、96—98年)は新しい貨幣を

発行して彼の新しい方針を示したが、<sup>28)</sup> しかし税はそのまま継続された。はっきりとした文献の示すところによれば、税は3世紀前半にもなお行われており、これを廃止したのは皇帝ユリアヌス（在位、361—63年）であったといわれる。

以上略述したように、税は70年以前と以後でその性格が全く異なるものとなったのであるが、しかしいずれの時代においても、ユダヤ人キリスト教徒にとってこの税は彼らの信仰的立場と社会的あり方を鋭く問う問題であったことに変わりはなかった。もっともエルサレム神殿が存在していた時期には、少なくともキリスト教の成立後しばらくの間は、ユダヤ教出身のキリスト教徒は神殿での礼拝に参加していたのであって、それは決して他宗教の施設というべきものではなかった。逆にユダヤ教徒も、ユダヤ系キリスト教徒を必ずしも異教徒とは見なさなかつたであろう。また彼らはユダヤ教とは違つたふうにではあれ信仰の依り所としてユダヤ教の正典を重んじ、そこに神の意志を読みとつてゐるのである。彼らの生活の場は、多くの場合、入信以前と同じくユダヤ教共同体の中であったから、エルサレム神殿への税の納入の是非が明解な問題として意識されないままの時期もあったであろう。ユダヤ教徒にとって当然の義務とされていることをきっぱり拒否することは、彼らの実際の生活の上からもはなはだ困難であったと思われる。

## 3

神殿税の性質とそれに関する状況の変化は、ほぼ以上のとおりであるが、こうした事情を背景にして、マタイ福音書17.24—27の伝承はどのように発展し、また初期教会にとってどのような機能をもち得たであろうか。

まず伝承の分析から始めたい。この物語はマタイ福音書に特有であって、他に直接比較できる並行記事がない。しかし24節の「彼らがカペナウムに来たとき」（ἐλθόντων δὲ αὐτῶν εἰς Καφαρναούμ）と25節「彼が家にはいると」（ἐλθόντα εἰς τὴν οἰκίαν）は、マルコ9.33から借用した文である。マルコ福音書では、エルサレムに向かうイエスは道中において弟子たちに第二の受難予告（9.30—32）を語る。そのあと彼らはカペナウムに到着する。実はその途中で弟子たちは誰が一番偉いかと論じ合っていたのであるが、その問題をきっかけ

けにしてイエスは幼な子が信仰者の模範であることを論す物語へ移っていく（9.33以下）。マタイもこの前後ずっとマルコの順序に従っており、第二の受難予告（17.22—23）のあと、天国で一番偉いのは幼な子であるとイエスが教える段階へ進む（18.1以下）。その間に「神殿税の物語」を挿入している。そしてこの物語の導入のため、マタイはマルコの句を借りた形となる。つまりマタイの伝承には元来神殿税についての教えがどこでなされたのか、場所の指定はなかったわけである。マタイが独自に入手した伝承をこの場面に置いたのは、エルサレムへ行くイエスの旅程の中にこれをうまくはめ込む必要があったのである。マタイの理解では（マルコの構想を踏襲して）イエスは過越しの1週間前にエルサレムに到着する。その足どりを考慮にいれ、一方で神殿税は過越しの4週間前からそれぞれの居住地区（イエスの場合はカペナウムに住んでいた、9.1）で両替と徵収がなされることを考え合わせると、マタイは旅の途中にカペナウムで神殿税の徵収人がイエスたちに接触したとするのが最適であると理解したわけで、そのための場所設定の句をマルコから（マルコでは別の物語の書き出しの句）借用したのである。またマタイではペテロの家もカペナウムにあり（8.5, 14, マルコでも同様, 1.21, 29）、17.25の「家にはいると」の導入句が意味を持つのである。実際これらの導入句を除いても、物語は十分に意味が通ることに気づく。マタイが導入句を附加したのであれば、物語の他の部分にも彼の手が加わっていることも想像されるが、その点についてはこのペリコーペに並行記事がないので、性急な判断は避けるべきである。

次に用語のレベルで見ると、ここにはマタイ的な用語が多いことが指摘される。列挙すれば、<sup>29)</sup> προσθήθου, διδάσκαλος ὑμῶν, ναῖ, τί σοι δοκεῖ, ἄγα γε,<sup>30)</sup><sup>31)</sup> σκανδαλίσωμεν, がある。他方マタイに用例の乏しい語も多く、新約文書中ここのみに見いだされる語（いわゆる hapax）も3つ数えられる（ἄγκυστρον,<sup>32)</sup><sup>33)</sup> προέφθασεν, στατήρ）。ここでの話題が他に共通することのないものであるので、特殊な語が用いられていても当然であろうが、いくつかのマタイ的な語と非マタイ的な語とが並存することをどう評価するかは、短いペリコーペだけに簡単ではない。キルバトリックやマケレンシーは、この物語にマタイの創作の手を見るし、逆にシュトレッカーはマタイ以前の伝承に帰せられると言う。<sup>36)</sup><sup>37)</sup><sup>38)</sup>

ない用語から判断せねばならないが、エルサレム神殿がすでに存在しない時点  
でこのペリコーペ全体をマタイが作ったとするより、伝承を素材にして彼が新  
しい解釈を加えたと見る方が自然であろう。<sup>39)</sup>

そこでマタイとマタイ以前において伝承がどのようなプロセス（付加と解釈  
が施される）をたどったかを考察しよう。まず26節にみられる、基本的には  
納税義務はないと言うイエスの言葉と、それにも拘らず納税を促す27節とのず  
れが注目される。しかも27節では、奇跡のような貨幣の入手方法が語られるの  
みで、実際にそのように入手できたのか、それを納入したのかは述べられてい  
ない。魚によって奇跡的に財宝を入手する話はユダヤ教にも類似の伝説があり  
(後述)、27節はおそらくそのような民話モティーフを基にしたもので、「彼ら  
をつまずかせないために」という動機に基づいて付加されたのであろう。そう  
考えるとき、26節までの部分はアポフテグマとしての性格を持つものとなる。

次に、24—26節では、前述のように場面設定の句がマルコからの借用であるほか、現在の形では物語の展開が滑らかでない。徴税人はイエスらの税に対する態度をペテロに質問し、ペテロは肯定的に答える。「納めないのか」 (*οὐ τελεῖ*, 現在形) に対する答えとして、*ναὶ* はこれまでの納入の実績を述べたのか、これから納入を約束したのか、明かでないが、いずれにせよ肯定の返事である (24節 b—25節 a)。ところがイエスの発言では、「この世の王たち」を引き合いに出して、「子ら」であるイエスたちは本来納入を督促される身ではないことを教える (25節 b—26節)。つまりこの筋立てではペテロの税についての無批判的な考えはイエスによって否定されることになる。このすれば、納税の義務はないというイエスの言葉がより古い伝承部分であることを強く示唆する。そして実際は、ユダヤ教社会の中でユダヤ教徒との接触を保ち続けていた教会において、納税問題について摩擦を避けたいという動機からペテロの肯定的返事が付けられたと考えるのが自然であろう。物語では、イエスがその場に居合わせるにとかかわらず徴税人は直接にイエスに尋ねるのでなく、まずペテロに問いかける。このことは徴税人が教会の代表者としてのペテロに問い合わせることを意味し、彼はそれに肯定的に答えるのである。<sup>40)</sup> 以上の分析が正しいとすれば、伝承の中心部分はイエスの活動期に遡ると考えて差し支えない。

さて、伝承はどのように発展し、機能したであろうか。次の三つの段階を考えることができよう。

### 〈1〉 イエスの活動期において

ある時、イエスは神殿税について質問されるということがあった。パリサイ派と祭司たちにすれば、神殿税とは当然全ユダヤ教徒が支払うべきもので、これによって神への忠誠を表し自らの罪のための償いが可能となるのである。しかしすべての人がこれに喜んで従っていたのではない。70年のエルサレム神殿崩壊後に、著名なラビ・ヨハナン・ベン・ザッカイは、神殿が崩壊し人々は今やローマに15シケルもの人頭税を支払わねばならなくなつたのは神への人頭税である1ペカ (= 1/2 シケル) を喜んで納めようとしない者がいたため<sup>41)</sup> だと述べている。あるいはガリラヤでは神殿への献げ物は金銭でなく、土地の産物がふさわしいと考える保守的な主張の者もおり、クムラン宗団は出エジプト記30章の独自な解釈に立って、神殿への 1/2 シケルは一生に一度、20歳の誕生日を迎えたときに納入すればよいとしていた。<sup>42)</sup> これは納税拒否ではないが、神殿での祭儀に批判的であったクムラン側の妥協策であったと理解される。祭司は、レビ記6.16と6.23との詭弁的な解釈によって免稅とされていたが、これについても実はラビの間で見解は一致していず、祭司は払わなくても罪にはならないという説（ラビ・ユダ）と祭司も払うべきだとする説（ラビ・ヨハナン・ベン・ザッカイ）が対立していた。さてイエスが律法に対して批判的であることはすでにユダヤ教指導層に知られていたであろうから、徵税人はまず納稅の意志の有無をイエスに尋ねたであろう。あるいはイエスは直接生産活動に携わっていざ、人の好意によって生活していたので、こうした場合の例にならって、徵税人はイエスの分の納入をパトロンに求めるべきかと尋ねた、とも解し得る。あるいは律法と神殿に対するイエスの態度をテストしようとしたのも知れない。ともあれイエスは質問について否定的な見解を述べる。注目すべきことに、彼はクムラン宗団がしたようなある律法解釈に立っての納稅否定ではない。「この世の王たち」が自分の家族からは稅を徵収しないように、「子ら」は納めなくてもよいという、神との特別な関係を根拠にして、端的に納稅を否定する。それはユダヤ教側の予想もしなかった発想であった。

ここで問題となるのは、「子ら」の範囲である。イエスがすべての人に対しで分け隔てなく交わり、父なる神の愛の心を語ったという事実から考へるなら、義務的な神殿税を免除される「子ら」とは、イエスとその弟子たちという小さなグループに留まらず、彼の同胞すべてを含んでいたと考えるべきであろう。<sup>45)</sup> イエスは神を「父」と呼んだが、それは彼のみの「父」ではなかった。彼はいわゆる「主の祈り」において、素直に「父よ」と祈ることを教える（ルカ11.2）。彼は明日への思い煩いを捨て、「天の父」に信頼して生きることを語る（マタイ5.26）。その「父」は、人間の善悪に関係なく我々に配慮を続けておられるのである（マタイ5.45）。イエスによれば、人はイエスとの関わりを通してのみ「子」となるというのではなく、人間の側のあり方とは無関係にすでに神の「子」なのである。この新しい人間観に立ってイエスは義務としての神殿税を拒否したのであった。

イエスのこの考えは、他の箇所にも散見される神殿についての彼の姿勢と全く合致する。彼がエルサレム神殿で両替商の机をくつがえしたのは、税収によって大きな利益をあげていた祭司たちに対する批判というのみでなく、神への信仰が義務的行為としての納稅にすり替えられることの危険性に対して問題をつけたのであった。イエスの死刑判決の理由がユダヤ教の法に照らして何であったか、必ずしも明らかでないが、彼の神殿批判の姿勢にユダヤ教側が大きな危険を感じとっていたことは間違いない（マルコ15.29、14.58、使徒6.14）。しかし他方、イエスは神殿への自発的献金（税ではない）を認めたのである（マルコ12.41）。彼は神殿を舞台にした敬虔を否定したのでなく、神との関わりが律法の定める義務を行うという形で外から押し付けられ、その忠実さのためにかえって内発性を失うことを問題としたのであった。

## 〈2〉 教会の伝承において

初期キリスト教会の信仰内容は、イエスの死と復活によって人は今や法律の諸規定から解放されたということであった。そして信仰者は神の恵みの中に新しく生き得ることを実感し、それを宣教した。今や神殿とそこで営まれる儀式は有効性を失ったという考えが生じ、教会はこれを、イエスの十字架の瞬間に神殿の幕が二つに裂けたという物語で表現したのであった（マルコ15.38）。し

かしエルサレム市内に住むユダヤ人キリスト者、あるいはパレスティナのユダヤ教共同体に生活するユダヤ人キリスト者にとって、律法や神殿から全く離れて生活することは事実上不可能であった。彼らが初めのうち神殿での参詣を重んじていたという記事は（使徒2.46, 3.1, 5.12, 20），彼らの意識においても積極的に神殿を無視する考えがなかったことを示す。彼らにとって平穏な日常生活を送るには、周囲のユダヤ教徒と対立を避ける方が賢明であったし、ユダヤ教側がキリスト教を迫害するようになると、ますます彼らは非常に難しい状況に立ち至ったことを認めざるを得なかった。同胞ユダヤ教徒への伝道を考えると、生活の場での摩擦は決して望ましいことではなかった。そのような状況において、神殿税を納めるべきかどうかという問題がいかに困難なものであったか、想像に難くない。彼らはイエスがカイサルへの納税の是非について尋ねられたときの伝承を持っていたが（マルコ12.13—17），その中のイエスの答えは神殿税についての一つのヒントとなつたであろう。イエスは「カイサルのものはカイサルに、神のものは神に返せ」(*ἀπόδοτε*)と告げる。この命令形に導かれたイエスの言葉は、神殿税を請求された場合、ユダヤ人キリスト者にとって、その支払いが妥協でなくイエスの言葉に従うことになるという精神的支持となつたであろう。彼らは神殿税を納める義務はないという伝承に、つまずきを避けるためという動機によって（マタイ17.27），支払いを認める言葉を付加したのである。それは現実問題として納税を拒否できない立場にあった教会の状況を反映している。

27節の不思議な話について、ユダヤ教の伝説が下敷にあると思われる。たとえば、ある裕福な男がその全財産を宝石に換えて船旅に出た。ところが嵐に遭って、宝石を海中に落とってしまった。しかしのちに市場で魚を買ったところ、その魚から宝石を見つけ出した（Shab. 119a）とか、貧しい仕立屋が贖罪日の断食が終わったときに最も高価な魚を買ったところ、魚の中に宝石を見つけ、それを売って以後幸せに暮らした（Ber. R. II. on Gen. 2.3），などである。こうした民話モチーフによって、27節は形成された伝説であろう。<sup>47)</sup> その形成過程で作用した考えは、神は人が困惑しているとき、予想をこえた不思議な方法で解決を用意しているというものである。その点でエルサレム入城の際

のろばの入手（マルコ 11.2—6）や過越しの食事のための部屋の用意（マルコ 14.12—16）と同じ動機に支配されていると言えよう。あるいはマタイはマルコの奇跡物語をしばしば相当に短縮して採録する傾向があるので、27節でもマタイ以前ではもっと長い物語であったという推測も可能である。いずれにせよ納税のための金は神の助けによって用意されるのであるから、今や納税に躊躇する必要はないのである。なお27節で言及される「銀貨一枚」とはスタテル銀貨のこと、4 ドラクマ（1 シケル）に相当し、神殿税2人分となる。この銀貨は神殿税納入にそのまま使用可能だったので、両替手数料を必要とせず、イエスとペテロの2人分がちょうどこれでまかなわれることとなる。こうしてユダヤの民話に背景をもつ27節を付加することによって、納税の義務はないと言うイエスのもとの発言の方向から大きく逸れたのである。

27節で税を納める根拠となる句「彼らをつまずかせないために」の「彼ら」とは、だれであろうか。これにはいくつかの可能性があげられる。第一に、マタイの文脈では、ペテロに質問した徵税人と読むのが自然である。それを教会の状況に置き換えると、ユダヤ教に対する教会の態度を強く疑問視していた勢力、すなわちパリサイ派をここに含めることができる。教会は彼らに対する伝道の使命をなお感じていたであろうし、<sup>48)</sup>彼らの中で社会生活を続けるためにも、摩擦を起こしたくなかったと見ることができる。イエスが人間のために破ってもよいとした安息日規定を、教会はできるだけ破らなくてすむようにと祈らざるを得ない立場にあったが（マタイ24.20）、神殿税についても平穏にすませる道を探り求めたのである。それは一つの妥協策であった。

第二は、27節の「彼ら」を入信間もないキリスト者（とくにユダヤ教出身の）の意味にとることができる。彼らは伝承にしばしば見られるイエスの強烈な律法批判に驚き、信仰に動搖を来すこともあった（実は福音書記者マタイもそうであって、伝承の言葉を和らげようとするところがある）。そして神殿税を拒否する言葉の真意を十分に理解できず、身のまわりの古い宗教制度と彼らが得た新しい信仰とのディレンマに悩む者であった。27節の、つまずかせてはならない「彼ら」をこのような人たちと解する説は、少なくともマタイにおいては正しいと思われる。なぜならマタイはこのペリコーペに続く18章で、イエ

スを信じる「小さい者のひとりをつまずかせる」ことを厳しく戒め（18.6）、教会の中の信仰弱い者を支え合うことを強く訴えるからである（18.10、「あなたがたは、これらの小さい者のひとりをも軽んじないように、気をつけなさい」）。またつまずきの対象が外部の者であれば、マタイはとくに意に介しないことを、すでに15.12—13において示している。これは不浄な手で食事をすることをめぐって、パリサイ派の口伝律法を批判する伝承に対してマタイが独自に付加した部分であって、マタイはパリサイ派であればつまずいても止むを得ないとする姿勢を見せている。

あるいは第三に、70年以後の、ユダヤ教徒の納める税がユピテル神殿への資金とされる時期を考えるなら、この「彼ら」は、教会外の一般の人を意味し得る。ヤハウェのみを神とするユダヤ教徒にとって、ローマが徵収する「神殿税」は彼らの宗教心を踏みにじるものと見えたのであるから、そのような状況の中でユダヤ人キリスト者がこれに拒否的態度を示すなら、それはパリサイ派にもローマ側にもキリスト教があのユダヤ戦争を戦ったゼロータイと同様に見られる危険性があった。そのような誤解は極力避けねばならない。この時期の教会は、とくにマタイ系の教会は、ユダヤ教からの迫害を受ける一方で、ローマ側からはユダヤ教には認められている合法宗教（*religio lecita*）としての認定から外されており（マタイ10.18），苦しい両面作戦を強いられていたのであった。

### 〈3〉 70年以後のマタイの状況において

マタイが伝承を入手したとき、すでに27節は付加されており、神殿税を義務としては支払う必要はないというイエスのもとの主張から方向転換がなされていた。ところでマタイの執筆時点において、すでに神殿は存在せず、したがってエルサレム神殿への税は問題ではなかった。それにもかかわらずマタイがこの伝承を福音書に記載したのは、単にこれがイエスの事績の一つであるからというのみでない。もちろんマタイは *τὰ διδραχμα* が本来エルサレム神殿への税であることを知っており、それゆえにこの伝承をイエスがカペナウムを通過する時点に挿入したのであるが、他方、マタイにとって、また彼の教会にとって、伝承は70年以前とは違った意味を持ち得たのである。この時期には、ユ

ダヤ教徒とキリスト教徒は Fiscus Judaicus に入るユピテル神への「神殿税」を納めねばならなかったが、これがキリスト教徒にとってかつての神殿税以上に精神的に深刻な問題となり得たことは、容易に想像できる。徴税人はユダヤ人キリスト者のみでなく、場合によっては異邦人キリスト者（ローマ市民でない異邦人）にも納税を請求することがあった。それはユダヤ教への改宗者がユダヤ教徒と見なされたのと同様である。このような中で、25—26節の言葉は新しく解釈されねばならなかった。すなわち Fiscus Judaicus も徴収金額が以前の神殿税と同額だったので、*τὰ διδόπαχμα* と称され、24節のこの語は Fiscus Judaicus への税を意味し得ることとなる。そして25節で、「この世の王たち」は「税」を「自分の子ら」から徴収しないと言われるとき、これは当時のローマが属州民に課した人頭税の原則に適合しているのである。<sup>50)</sup> ローマは属州民から人頭税を取り立て、ローマ市民からは徴収しなかった。この税制に照らして、「自分の子ら」は今や一転してローマ市民を意味することになる。25節がこのように解されるなら、それに続く26節の「子らは納めなくてもよい」は、逆に言えば、「子らでない者は当然納めるべきだ」を意味し得ることになり、「子ら」（ローマ市民）でないキリスト者の納税が当然のこととされる。こうして、ローマのユピテル神を崇拜しない者（子らでない者）が納税するのは、この世の制度からみてもおかしくないこととなり、むしろ納めることによって、偶像礼拝者でないと表明することにもなる。その場合、27節の *δι* はもともと意味のしっかりとしない接続詞であるが、この新しい解釈文脈では「しかし」よりも「そこで」というほどの意味となり、イエスが自分とペテロのために納めたことが思い出されるのである。

## 3

我々キリスト者がその信仰的判断において望むことを、政策上で実施する政府を持つことは今日でもきわめて難しい。また我々の生活する具体的な場において、我々はしばしばキリスト教的価値とは異なると思われることを押しつけられ、妥協を余儀なくされる。実際、異教的共同体の中で生きていると言ってよい。しかし初期キリスト教の時代においてもそうであった。明確な思想を担

ったイエスの言葉は人々を引きつけ、力づけたのであるが、しかしそれはそのままの形では継承されなかった。イエスの言葉は教会の状況の中で解釈し直されることによって新しい意味をもち、伝承され得たのであった。その過程をたどってみて、教会が「彼らをつまずかせないために」という言葉を加えて、そのような配慮の下に税への態度を変更したことは、今ではかえって我々をつまずかせるものである。しかしマタイ福音書にまで至った伝承の出発点に立つイエスの言葉を再確認することの重要性と、それを現実の生活に適用しようとしたときの教会の苦闘とは、ともに我々に様々なことを教えてくれるのである。

### 註

- 1) 聖書の引用は日本聖書協会口語訳（1954）による。以下の引用においてもほぼこの訳を用いる。
- 2) 1989年7月に行われた参議院選挙において、争点の一つはこの年の4月から実施された消費税の是非であった。これが民衆にきわめて不評であったため、消費税を強行した自民党が選挙において大きな敗北を喫したことは、われわれの記憶に新しい。その後政府は税の見直し案を提出し、他方野党は税の廃止案を出して今日に至っている。90年6月の福岡県での参議院補欠選挙においても、消費税が依然として主要な争点であった。
- 3) このほかエジャー・トン・パピルス2、第2葉の表面、がある。その内容は正典福音書のいくつかの言葉の寄せ集めたもので、イエスの論敵がマルコ12.13—17にあるような税の支払いについての質問を発する。これに対してイエスは、マルコ7.6以下の論争物語と同様に、イザヤ29.13で答えるというものである。
- 4) Lohmeyer, E., & Schmauck, W., Das Evangelium des Matthäus, 1962; Grundmann, W., Das Evangelium nach Matthäus, 1968; Hill, D., The Gospel of Matthew, 1972; Schweizer, E., Das Evangelium nach Matthäus, 1973; Beare, F. W., The Gospel according to Matthew, 1981. これに対し、Cassidy, R. J., "Matthew 17: 24—27—A Word on Civil Taxes," Catholic Biblical Quarterly, 41, 1979, 571—80, はこれを一般の税と解する。
- 5) Montefiore, H., "Jesus and the Temple Tax," New Testament Studies 10, 1984, p. 60; 同様に, McElency, N. J., "Mt. 17. 24—27—Who Paid the Temple Tax?, A Lesson in Avoidance of Scandal," Catholic Biblical Quarterly, 38, 1976, p. 179.
- 6) 神殿税がなぜ1/2シケルかについて、ラビの説では、1/2シケルは10ゲラで、これはモーセの十戒に関連する数である、とされる。つまりこの額はイスラエルが十戒を破った罪を償うことを意味する。Cf., Strack=Billerbeck, Kommentar zum

- Neuen Testament aus Talmud und Midrasch, I, S. 761.
- 7) エゼキエル書 45.13 ff.; 46.4; 列王記上 8.62 ff.; 歴代志上 16.2; 歴代志下 30.24; 31.3; 35.7.
  - 8)しかし後の時代にも占領政策にそう目的で支配者が神殿を修築するという例はみられる（シリアのセレウコスは何度か神殿の補修をしている。第一マカベア10.39—44; 第二マカベア3.3.）。
  - 9) Nickle, K. F., Collection, 1966, p. 76.しかし Montefiore, op. cit., は、ペルシャの1/3シケルはユダヤの1/2シケルに相当する、と言う。これが正しければ、税の増額はなかったことになる。
  - 10) Mishnah, Shek. 2. 4には、規則的な徵収は「イスラエルが捕囚から帰ったとき」に遡るとある。しかし定期的な徵収は実際はもっと後になってから、という有力な説もあり、Liver, J., "The Half-Shekel Offering in Biblical and Post-Biblical Literature," Harvard Theological Review, 56, 1963, p. 186. は、前1世紀になってからであると言う。
  - 11) Josephus, Antiq., 3. 8. 2.
  - 12) Mishnah, Shek., 1. 4.
  - 13) Josephus, Antiq., 14. 8. 1—3; cf., Nickle, op. cit., p. 84.
  - 14) イオニアにて (Antiq., 16. 2. 3), エペソにて (Antiq., 16. 6. 4), クレネにて (Antiq., 16. 6. 5.)。
  - 15) Josephus, Antiq., 16. 6. 2.
  - 16) Josephus, Antiq., 14. 7. 2.
  - 17) Strack=Billerbeck, op. cit., I, S. 767; Mishnah Shek., 2. 1.
  - 18) Mishnah, Shek., 1. 1—3.
  - 19) 古代のシケルはすでに流通しておらず、ソロのシケルが代用された。Josephus, Bell., 3, 194—196; Garland, D. E., "Matthew's Understanding of the Temple Tax (Matt. 17:24—27)" Society of Biblical Literature, 1987 Seminar Paper, p. 190.
  - 20) Montefiore, H., op. cit., p. 63.
  - 21) Strack=Billerbeck, op. cit., I, S. 763, 「各地の共同体ではそれぞれの地域のシケル税の徵収を特定の人物に委ねた」。なお、十一税の場合、徵収は神殿の聖務に携わる者が担当したが、レビ人の中にはこれを着服して神殿に帰らないとか (Talmud, Hullin, 131b; Ketubot 26a; Yebamot 86a—b), 祭司長が刺客を雇って、税を集めた祭司を襲わせるということもあった (Josephus, Antiq., 20. 8. 8)。このようなことが頻繁にあったのかどうか明かでないが、この事例は「親切なサマリヤ人のたとえ」を考える上で、興味深いヒントになろう (cf., Moore, G. F., Judaism, 2, p. 71)。傷ついた人の傍らをさっさと通り過ぎる祭司は、強盗と通じていたのだということもあり得よう。

- 22) エジプト, クレナイカ (アフリカ), 小アジア, ヨーロッパなどから。Josephus, *Antiq.*, 4. 7. 2; 14. 6. 5; 14. 7. 2; 16. 6. 2—6; 14. 7. 2.
- 23) Shek. 8. 8, 「シケルの（規定は）……神殿が存在した時期のみ, 有効であった」。
- 24) Josephus, *Bell.*, 7. 6. 6.
- 25) Dio Cassius, *Epit.*, 66. 7. 2; cf., Garland, D. F., *op. cit.*, p. 198; Suetonius, *De Vita Caesarum*, にもこれについての記事がみられる。国原吉之助訳『ローマ皇帝伝・下』p. 325, 「ユダヤの元首金庫に収める税は, 他のどこよりも厳しく取り立てられる。あるいはユダヤ教徒であることを申告してなくても, ユダヤ人ふうの生活をしている人や, 素性を偽ってユダヤ人に課せられる税を支払っていなかつた者は, 当局へ告発されていた」。この記事は（ユダヤ教への）改宗者, ユダヤ人キリスト教徒を含むと理解すべきであるので, 重要な情報である。
- 26) Mandell, S., "The Temple Tax," *Harvard Theological Review*, 77, 1984, pp. 223—32.
- 27) Suetonius, 前掲書, p. 325.
- 28) 貨幣にはユダヤを象徴するナツメヤシのまわりに FISCI IUDAICI CALUMNIA SUBLATA S. C. と刻印されている。CALUMNIA は, おそらく厳しい徵税に対する民衆の反抗的な訴えに関するものと思われる。cf., *Encyclopaedia Judaica*, 6, col. 1325.
- 29) 24節, 「来て」, 新約中87回用いられており, うちマタイに52回。
- 30) 24節, 「あなたがたの先生」, 9. 11; 17. 24; 23. 8.
- 31) 25節, ペテロの返事, 新約中34回の用例でうちマタイに9回。
- 32) 25節, 「あなたはどう思うか」, マタイに6回 (複数形を含む), 他にルカ10. 36; ヨハネ11. 56.
- 33) 26節, 「それでは」, マタイに2回, 他に使徒17. 27.
- 34) 27節, 「つまずかせる」, 新約中29回, うちマタイに14回。
- 35) それぞれ「つり針」, 「すすみ出て」, 「銀貨」。
- 36) Kilpatrick, G. D., *The Origins of the Gospel according to St. Matthew*, p. 41.
- 37) McElency, N. J., *op. cit.*
- 38) Strecker, G., *Der Weg der Gerechtigkeit, Untersuchung zur Theologie des Matthäus*, 1966, S. 200—201.
- 39) この物語にマタイ以前の伝承が利用されていると考えるのは, 上記の Strecker の外, たとえば次のような研究者がいる。Trilling, W., *Das wahre Israel*, 1964, S. 159/n. 68, Roloff, J., *Das Kerygma und der irdische Jesus*, 1970, S. 117—119.
- 40) マタイ福音書においてペテロが教会の代表者としての地位と権威を持つことは, 16. 16—19 において明らかである。
- 41) Mek., *Yithro Bahodesh on Exod.* 19. 1.

- 42) Garland, D. E., op. cit., p. 191.
- 43) Allegro, J. M., "An Unpublished Fragment of Essene Halakhah (4Q Ordinances)," JSS, 6, 1961, pp. 71—73; cf., Garland, D. E., op. cit., p. 191. Allegro は、この文書の第2欄を "Concerning (...) money of Valuations that a man gives as a ransom for his soul: half a (shekel). Only once shall he give it during his life-time, the shekel is twenty gerahs according to the (shekel of the sanctuary)." と訳す。この訳が正しければ、エッセネは神殿税と誓願の値積もり（レビ記27.1—8）を混同していたことになる。
- 44) Mishnah, Shek., 1. 7; イエスは貨幣を持ち歩かなかった（マルコ12. 15；6. 8）。
- 45) 「この世の王たち」は、旧約以来「天上の王」に対する句であるから（詩篇 2.2；76.13など）、イエスの言う「子ら」は「神の子ら」を意味する。ほとんどの注解者はイエスの発言における「子ら」をイエスと弟子たちに限定する。しかしこの解釈は、教会が成立して以後の、教会とユダヤ教徒（民衆）を区別する時代の考えをイエスの生時に繰り込ませていると思われる。イエスにおいてイスラエルは「神の子」であった（マルコ7.27=マタイ15.26；マタイ8.12）。
- 46) 納稅拒否は背教者であることを自ら表明することに他ならず、共同体から排除されることもあり得た。Hummel, R., Die Auseinandersetzung zwischen Kirche und Judentum im Matthäusevangelium, 1963, S. 105.
- 47) したがって貨幣を口にくわえた魚がどうして餌に食いつくのかという疑問も、釣れた魚を売った金で支払うのだという合理的な解釈も（そんな高価な魚はガリラヤ湖にはいないのであるが）、意味をなさない。
- 48) 律法からの自由をだれよりも強調したパウロでさえ、「ユダヤ人には、ユダヤ人のようになった。ユダヤ人を得るためにある。律法の下にある人には、……律法の下にある者になった」（1コリント9.20）と言い、さらに「ユダヤ人にもギリシャ人にも神の教会にも、つまずきになってはいけない」（同10.32）と勧告する。
- 49) Garland, D. E., op. cit., p. 194, は、教会のとった妥協策はパリサイ派が祭司の納稅義務問題についてとった態度と共通すると言う。しかしパリサイ派の妥協は彼らの思想や聖書解釈にとって本質的ではなく、他者の納稅に関する事に過ぎない。他方、教会の妥協はイエスの言葉（26節）を実質的に放棄することになる。
- 50) 25節に2種の税があげられている（τελή, κῆρυσσος）。そのうち、ローマ市民は前者を支払ったが、後者は免除された。cf., Bauckham, R., "The Coin in the Fish's Mouth," Gospel Perspective, vol. 6, 1986, pp. 219ff. 後者（κῆρυσσος, 人頭税、「貢」）は「罰金」「賠償金」の意味をもち、神を信じないローマがこの税を課する権利を持つのは、イスラエルに対する神の罰とも解された。

(1990年6月19日、記)